



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が申請できる主な助成金・給付等

制度名称	管轄	対象期間	主な申請要件	申請期間	支給額	備考
小学校休業等対応助成金	厚生労働省	R2.2.27～ R2.9.30	小学校等の臨時休校等により、子どもの世話をを行う必要があり就業できない労働者に有給の休暇を取得させた事業主	R2.12.28まで	対象労働者に支払った賃金相当額×100%	*年次有給休暇とは別の休暇を与える必要がある *申請は1回にまとめる *上限額:1人1日あたり 15,000円
【中小企業向け】 雇用調整助成金(緊急対応期間) *従業員20人超	厚生労働省	R2.4.1～ R2.6.30	事業の縮小等(5%以上の減少)を余儀なくされ、雇用の維持のため休業を行い労働者に休業手当を支払った事業主	支給対象期間の末日から 2か月以内	①(※1) 『実際に支払った 休業手当額×(90・94・100)%』	*休業協定書に基づく休業であること *上限額:1人1日当たり 8,330円 (上限額については引き上げ予定あり)
【中小企業向け】 雇用調整助成金(緊急対応期間) *従業員20人以下	厚生労働省	同上	同上	同上	①(※1) または、 ②『前年雇用保険加入者平均賃金×(90・94・100)%』を選択	同上
【大企業向け】 雇用調整助成金(緊急対応期間)	厚生労働省	R2.4.1～ R2.6.30	事業の縮小等(5%以上の減少)を余儀なくされ、雇用の維持のため休業を行い労働者に休業手当を支払った事業主	支給対象期間の末日から 2か月以内	前年雇用保険加入者平均賃金×(2/3もしくは3/4)	*休業協定書に基づく休業であること *上限額:1人1日当たり 8,330円 (上限額については引き上げ予定あり)
持続化給付金	経済産業省	R2.5.1～ R3.1.15	前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある事業主	R3.1.15まで	法人 200万円 個人 100万円	*専用サイトから申請
埼玉県中小企業・個人事業主 支援金【第1弾】	埼玉県	R2.4.8～ R2.5.6	対象期間中に20日以上休業をしていること *シフト調整等で営業を行った日は休業日としない *営業所・部門単位の休業も対象となる	R2.5.7～ R2.6.15	20万円 (複数 30万円)	*専用サイトから申請 *臨時休業・定休日＝1日 *売り上げがなかった日＝1日 *営業時間短縮＝0.5日
埼玉県中小企業・個人事業主 支援金【第2弾】	埼玉県	R2.5.12～ R2.5.31	対象期間中に16日以上休業をしていること *シフト調整等で営業を行った日は休業日としない *営業所・部門単位の休業も対象となる	R2.6.1～ R2.7.17	10万円	同上
IT導入補助金 特別枠	経済産業省		在宅勤務制度を新たに導入する、テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入する 等		導入費用の2/3 (30～450万)	*ハードウェアレンタル費も対象 *機器購入後の申請もOKの場合あり *専用サイトから応募

現在、新型コロナウイルス感染症への対策として、行政から様々な救済措置等が講じられていますので、一部とはなりますが、左記にまとめさせていただきました。
このほかにも、各自治体ごとに一定額を給付する取り組み等もございます。

弊所近隣では、上尾市内の事業所への支援策として、一律 5 万円ではありますが売上回復支援金の受付が開始いたしました。

※ その他下記市区町村でも同様の施策がございます。

川越市・熊谷市・川口市・秩父市・越谷市・戸田市・入間市・朝霞市・

坂戸市・ふじみ野市・三芳町・横瀬町・上里町

詳しくは、埼玉県ホームページ内の埼玉県内市町村支援金等一覧(R2/5/25 時点)をご確認ください。

支援金等一覧 URL

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/documents/shityousonshienkinichiran0526.pdf>

その他、各種金融機関による新型コロナウイルス関連の融資制度がございます。現時点で、融資のご検討をされている事業主様については、税理士の先生等にもお問い合わせください。

全国的に緊急事態宣言は解除されましたが、事業主の皆様におかれましては、今後の動向に不安もあるかと思っておりますので、ご不明点については、あおば事務所までお問い合わせください。

■ 企業のご紹介 (宣伝) ■

今回は、顧問先である **株式会社エムアンドエム (ダスキン宮下) 様** のメッセージを紹介いたします。

【株式会社エムアンドエム (ダスキン宮下) 様からのメッセージ】

弊社はダスキンプランチャイズチェーンの加盟店として清掃、害虫駆除、樹木の手入れを中心に家庭、事業所の衛生管理をしています。

この時期はお家や職場で快適に過ごすために**エアコンクリーニング**のおすすめをしています。

また、浴室やキッチンなど水回りの**カビ防止お掃除**もお早目の対応が効果的です。

細菌の不活性化にも有効な**オゾン**による**空間全体の除菌・消臭**と**ドアノブ・手すりなどの頻繁に手が触れる箇所の拭き上げ除菌のダブル除菌サービス**も大変ご好評をいただいております。

事業所やご自宅まわりでお困りのことがございましたら弊社までお問合せください。

お見積り無料にてお伺いさせていただきます。

ホームページはこちら「ダスキン宮下」で検索 <http://www.duskin-miyashita.com/> お電話はこちら : **0120-450-201**

＜まもなく社会保険の定期的な手続き(年に1度)＞

今年も社会保険の算定(正式には定時決定)の時期になりました。算定とは4月、5月、6月支給の給与の総額を基に、その年の9月分からの社会保険料額を決める手続きです。

当事務所より算定についてのお知らせをメールでお送りいたします(顧問先様によっては郵送でお送りします)。必ず開封のうえ、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、あおば事務所までご相談ください。

＜電話以上訪問未満の打合せ＞

あおば事務所では、**Zoom(テレビ会議)による面談・会議・研修等に対応**しております。是非、お問い合わせください。

＜従業員の方のお名前が変わられた場合＞

従業員の方で、**お名前が変わられた方**がいらっしゃいましたら、社会保険加入者・雇用保険のみ加入者問わず、**あおば事務所までご連絡**ください。

＜社会保険加入の顧問先様＞

- 社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに**給与変更連絡票**の送付をお願い致します。
- 賞与のご連絡・・・各人の賞与額、支給日をメール、FAX でご連絡をお願いいたします。

＜あおば新聞で貴社を紹介することができます＞

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができます。スペースは限られてしましますが、詳細はご相談ください。